鳥取県告示第611号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月29日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	廃止の届出を受理	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	した年月日	
社会福祉法人大山	大山町社会福祉協	西伯郡大山町赤坂	平成21年8月12日	訪問介護
町社会福祉協議会	議会訪問介護ほほ	764		
	えみ			